

【水道メールマガジン】号外(2020年4月)

県庁生活衛生課です／緊急号外！ 本当に交付金は活用できませんか？

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。
(今回は芳中が皆さまにお役に立つ情報を配信します)

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

緊急号外 _____

本当に交付金は活用できませんか？

▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

4月1日付けで国からの交付金内示が行われましたが、なんと今年度は
要望額を上回る金額が措置されています！

そこで、皆さまが今年度実施される予定の以下の単独事業で、交付金を
活用できるものがないか「思い込みを捨てて」改めて見ていただきたいと
思い、緊急号外を発行しました。

(対象事業の一例)

●老朽化した導水管、送水管、配水本管を更新したい

→「水道管路緊急改善事業」

●配水本管、配水支管を耐震化したい

→「重要給水施設配水管」

●配水池に緊急遮断弁を設置したい

→「緊急遮断弁」

●配水池や浄水場を耐震化したい

→「基幹水道構造物の耐震化事業」

「交付金を使うと申請や会検が面倒くさい」という声をお聴きしたこともあり
ますが、水道のタスキを繋ぐために、使えるものは何でも使ってくださいと
思います。

対象事業があった！という方は、要件等の詳細や手続きについて、所管の健康
福祉事務所の水道担当にお問い合わせください。

■ □ _____

発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

□ ■ _____